

東京純心大学における研究データの保存等に関する内規

この内規は、「東京純心大学公的研究費の管理・監査及び研究活動不正防止に関する規程」第10条に基づき、研究のために収集または作成した資料（試料）、情報、データ等の保存及び管理の方法等について基本的な事項を定めるものである。

1. 定義

この内規において「研究データ」とは、研究活動に伴い発生または使用し論文等の研究成果発表の根拠となり、当該研究活動の正当性を説明するために必要となるものをいう。

①資料：文書（含実験ノート等）、数値データ、画像等

②試料：実験試料、標本等

2. 研究データの保存

研究者は自らが生み出した研究データに責任を持ち、適切に保存・管理しなければならない。

本学は、個々の研究者が実践すべき、研究倫理・行動規範遵守、安全確保・事故防止、資料及び試料の保存について研究活動の健全性を担保するよう、適切な教育・指導と環境整備に努めることとする。

3. 保存期間

①資料：文書（含実験ノート等）、数値データ、画像等は原則として当該論文等の発表後10年間とする。電子化データについては、バックアップの作成等により再利用可能な形で保存する。紙媒体の資料についても10年間保存を原則とするが、保管スペースの制約などやむをえない事情が生じた場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

②試料：実験試料、標本等の「もの」については、原則として当該論文等の発表後5年間とする。

ただし、保存・保管が本質的に困難なもの、あるいは保存に多大なコストを生じるものについてはこの限りではない。

③法令等や当該研究に係る資金配分機関等の定め、及び共同研究等の取り決め等において保存期間に定めがある場合はそれに従う。

4. 保存方法

個人情報を含む研究データは、原則として匿名化して保存するものとする。ただし、匿名化することで研究データとして意味を失うものについては、共通コード等で復元可能な匿名化データと個人情報に分割した上で、研究データと個人情報を別の場所に保存するなど、その取り扱いには十分に留意すること。

5. 研究者の転出・退職の取り扱い

研究者が転出・退職等により、本学において研究活動を行わなくなる際は、部局責任者（学部長）に対し、自らの研究活動に関わる研究データのうち、保存すべきものの所在を報告するものとする。

研究者は、転出・退職等のあとも、この内規に定める期間は、研究データを適切に保存しなければならない。

6. 開示

研究者は、調査委員会等からの求めに応じて、研究活動の適切性および科学的根拠を説明するとともに、研究データを開示しなければならない。

7. 責任者

責任者は、図書・研究支援課長をもってこれに充て、職名を公開する。

8. その他

この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この内規の改廃は、大学運営協議会の議を経て、学長が決定する。

附則

この内規は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この内規は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。